

## 倉敷市水道局一般競争入札（条件付）事務処理要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、倉敷市水道局（以下「局」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）における入札手続について、より一層の競争性、透明性及び公平性を確保することを目的として実施する一般競争入札（条件付）（以下「入札」という。）に関して、倉敷市水道局電子入札実施要綱に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

### （対象となる工事）

第2条 入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が1千万円以上の建設工事とする。ただし、緊急を要する場合その他倉敷市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

### （入札の方法）

第3条 入札は、倉敷市水道局電子入札実施要綱に定める電子入札によって行うものとする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

### （参加資格等の決定）

第4条 入札を実施する場合は、倉敷市水道局建設工事及び物品調達業者入札指名委員会規程に規定する建設工事委員会における局長委員会において、対象工事ごとに次条に定める入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）のほか公告内容等を決定する。

### （入札参加資格）

第5条 入札参加資格は、倉敷市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告示第207号）又は倉敷市水道事業の建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（平成3年3月1日施行。以下「倉敷市水道局入札参加資格要綱」という。）に定めるもののほか、対象工事ごとに次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）対象工事に対応する業種の総合値（倉敷市水道局入札参加資格要綱第5条の規定による点数の合計値）に関すること。
- （2）対象工事に対応する業種の建設業許可の種別に関すること。
- （3）営業所等の所在地に関すること。
- （4）対象工事と同種又は類似工事の施工実績に関すること。

(5) 対象工事に配置予定の主任技術者又は監理技術者の資格に関すること。

(6) 対象工事に配置予定の配水管技能者等の資格に関すること。

(7) 前各号に定めるもののほか、必要と認める事項に関すること。

2 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合は、当該共同企業体の構成員について、前項各号の規定を準用する。

（共同企業体に発注する場合の取扱い）

第6条 共同企業体に発注する工事については、この要領のほか倉敷市建設工事共同請負制度事務処理要綱（昭和52年倉敷市告示190号）によるものとする。

（落札候補者の決定）

第7条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により落札者を決定する場合は倉敷市水道局低入札価格調査実施要領によるものとし、同条第2項の規定により落札者を決定する場合は予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の金額で入札した者のうち最低の価格で入札したものを落札候補者とする。

2 前項に定める落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

（入札参加資格の審査及び落札決定）

第8条 管理者は、落札候補者に入札参加資格の審査書類を指定した日時までに水道総務課へ提出させ、入札参加資格の審査を行わなければならない。

2 前項に定める審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしている場合は落札者として決定し、満たしていない場合は次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の審査を行うこととし、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。

3 管理者は、第1項の審査の結果、当該審査の対象者が入札参加資格を有していないと確認したときは、当該対象者に対してその旨を通知するものとする。

（入札参加資格を有していないと認めた者に対する理由の説明）

第9条 管理者は、入札参加資格を有していないと認められた者から書面（任意様式）によりその理由の説明を求められたときは、前条第3項の通知を受けた日から起算して3日（その日が倉敷市の休日を定める条例（平成元年倉敷市条例第40号）に規定する市の休日を除く。）以内に回答しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により説明を求められたときは、書面を受理した日から起算して5

日（休日を除く。）以内に、書面で回答するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。